

平成 29 年 2 月 15 日

産業廃棄物の適正処理の徹底に向けた取組みについて

当社では、従前より、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）を遵守し、産業廃棄物を適正に処理するため、従業員に対して廃棄物処理法を始めとする関係法令の知識教育を推し進めてきたところではありますが、昨年 8 月、当社従業員が廃棄物処理法に違反する行為を行っていたことが判明いたしました。

当社従業員による法令違反行為が判明したことを受けて、当社は、直ちに、全国各支店において、廃棄物処理法に関わる業務に従事する管理者層を対象とする再発防止のための教育を実施致しましたが、より一層実効性のある法令遵守体制を確立すべく、改めて、社内における教育・研修を実施することとし、このほどこれを完了致しました。

今般実施した社内における教育・研修は、全従業員（廃棄物処理法に関する業務に従事する従業員だけでなく、現業事業所において産業廃棄物を取扱う従業員、営業に従事する従業員、総務・経理などの間接部門の従業員）を対象とするものであり、廃棄物処理法の趣旨、目的といった原点に立ち返ってその理解促進を図るとの観点から実施したものであります。

当社と致しましては、広く従業員が関係法令についての理解を深め、法令を遵守した業務遂行にあたるべく、こうした教育・研修を今後も継続的に実施することとし、産業廃棄物の適正な処理を徹底してゆく所存です。

以 上